

令和3年度 税制改正による

電子帳簿保存法

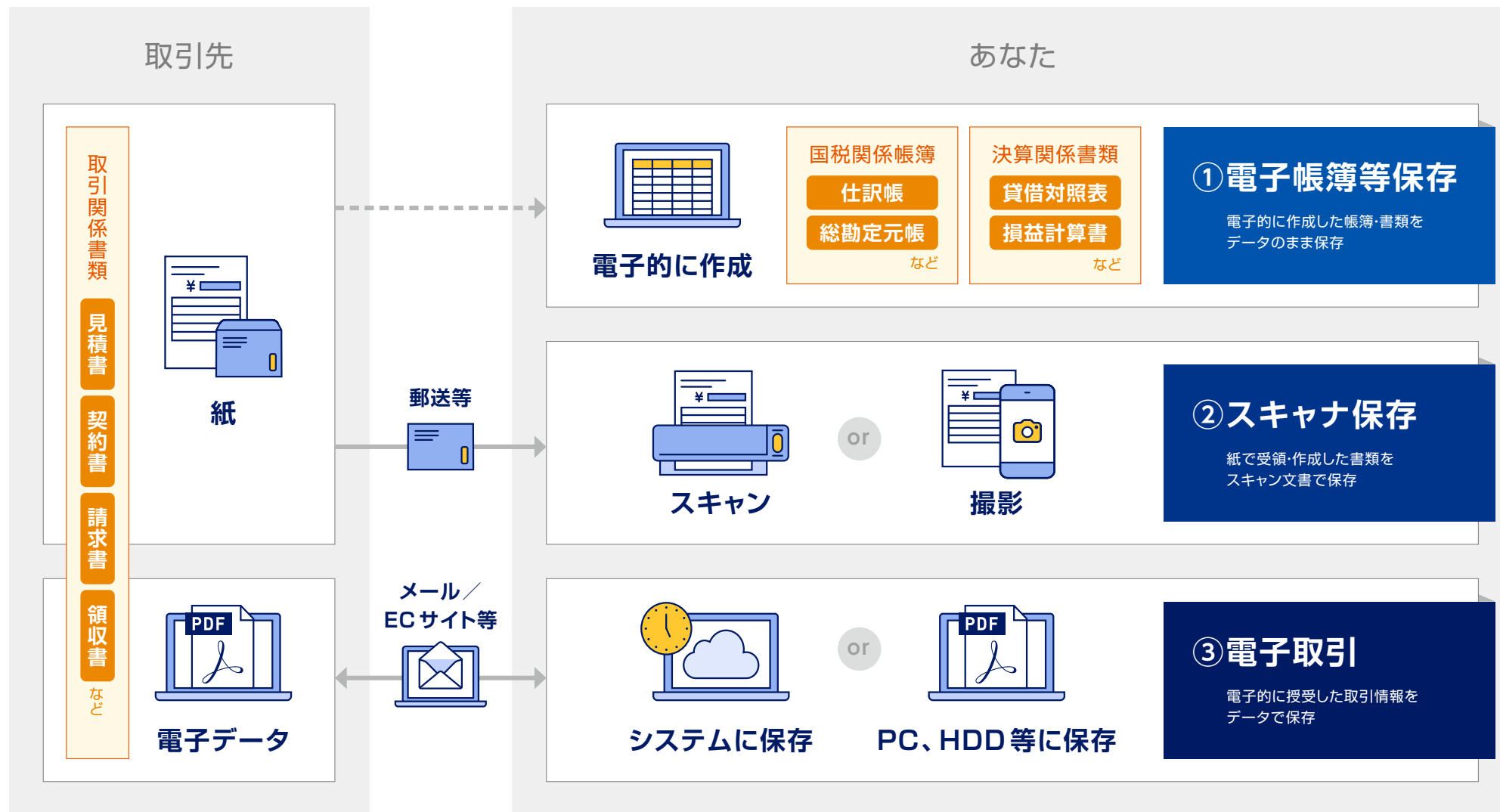
の概要と対策ガイド



本資料は「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」をもとに、株式会社マネーフォワードが独自に概要をまとめたものです。本資料に記載した内容と今後国会にて制定される法案等で内容が異なる場合も想定されます点ご容赦ください。2021年10月1日作成

電子帳簿保存法とは

各税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で**電子データによる保存**を可能とすること、および電子的に授受した**取引情報の保存義務**等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。



電子帳簿保存法の見直し

令和3年度の税制改正による電子帳簿保存法は、新型コロナの影響もあり今までの制度から大きく変化します。今まで一部の企業しか利用できなかった制度が多くの中企業でも利用がしやすくなります。一方で、所得税と法人税を申告するすべての事業者が対象となる電子取引については、要件が一部強化されます。

| 電子帳簿保存法区分 | 改正の方向性 | 対象事業者 |
|---|------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 電子帳簿等保存 👉 P6で解説  | 要件の <u>緩和</u> | 導入を希望する事業者 |
| ② スキャナ保存 👉 P7-8で解説  | 要件の <u>緩和</u> | 導入を希望する事業者 |
| ③ 電子取引 👉 P9-10で解説  | 要件の <u>緩和</u> と 要件の <u>一部強化</u> | すべての事業者 (所得税と法人税を申告する事業者) |

押さえておきたい6つの改正ポイント

令和3年度の税制改正において電子帳簿保存法の改正が行われ、令和4年1月1日から施行されます。

① 事前承認制度の廃止

税務署長の事前承認制度が廃止。
現行の運用開始3ヶ月前までの申請が不要になり、電子帳簿保存法に対応した会計ソフトやスキャナ等を導入次第、電子保存を開始できるように。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

② タイムスタンプ要件の緩和

タイムスタンプ付与期間が3営業日以内から**最長2ヶ月+7営業日以内**にまで緩和。
また、スキャニング時の自署が不要に。
訂正または削除のログを確認できるシステムを利用した場合、タイムスタンプが不要。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

③ 検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」の**3つ**のみに変更。
ダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定および項目を組み合わせる条件を設定できる機能の確保が不要に。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

④ スキャナ保存後 原本の廃棄が可能

相互けん制・定期検査および再発防止策の整備の要件が廃止に。
スキャナ保存後、書面とデータの同等確認を行えば、**すぐに書面原本を破棄**できます。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

⑤ 電子取引データの 書面保存が廃止

電子取引の情報を書面で出力して電子データでの保存に代えることができなくなります。電子取引の情報は電子データでの保存が義務化され、**違反すると青色申告の承認の取消対象**となり得ます。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

⑥ 不正に厳しい措置 重加算税+10%

保存要件が緩和される代わりに、不正に対して厳しい措置が整備されます。
電子データに関連して改ざん等の不正があった場合には、**通常の重加算税の税率にさらに10%が加重**されます。

① 電子帳簿等
保存

② スキャナ
保存

③ 電子取引

帳簿・書類等の電子帳簿保存法対応表

電子帳簿保存法における、帳簿・書類別の保存方法です。

| | | | 電子帳簿保存法 | | | | |
|--------|---|--|---|---|-------|---|---|
| | | | ①電子帳簿等保存 | ②スキャナ保存 | ③電子取引 | | |
| 国税関係帳簿 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 ・ 売上帳、仕入帳 ・ 固定資産台帳 など | <input type="checkbox"/> 一貫してコンピューターで作成 | ○ | — | — | |
| | | <input type="checkbox"/> その他(手書きなどで作成) | — | — | — | | |
| 国税関係書類 | 決算関係書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 など | <input type="checkbox"/> 一貫してコンピューターで作成 | ○ | — | — | |
| | | | <input type="checkbox"/> その他(手書きなどで作成) | — | — | — | |
| | 取引関係書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ 契約書 ・ 請求書 ・ 領収書 など | 発行 | <input type="checkbox"/> 一貫してコンピューターで作成 | ○ | — | — |
| | | | <input type="checkbox"/> その他(手書きなどで作成) | — | ○ | — | |
| 受領 | <input type="checkbox"/> 紙による受領 | — | ○ | — | | | |
| | <input type="checkbox"/> 電子データによる受領(メールやECサイト等) | — | — | ○ | | | |

電子帳簿等保存の改正

対象事業者 | 導入を希望する事業者

対象書類 | 令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿等

改正ポイント

- ✓ 「優良帳簿」にかかる過少申告加算税の軽減措置^{※1}が整備
- ✓ ペーパレス化が進んでいない事業者向けに保存要件を緩和した新要件が設立

※1) 一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される(申告漏れについて、隠蔽し、または仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません)

| | | 対応 | 概要 | 優良 | その他 |
|------------------------------------|--------------|---|--|-----------------|-----|
| 承認申請 | 電子帳簿等保存の事前承認 | 事業者が対応 | 備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに「申請書」およびその他必要書類を提出すること | 廃止 | 廃止 |
| | 優良の特例適用の届出 | 事業者が対応 | 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、適用を受ける旨等を記載した届出書の提出をすること | ○ | — |
| 真実性の確保 | 訂正削除履歴の確保 | システムが対応 | 記録事項について訂正・削除を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理ソフトを使用すること | ○ | — |
| | | | 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること | ○ | — |
| | 相互関連性の確保 | 事業者が対応 | 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること | ○ | — |
| | 関係書類等の備付け | 事業者が対応 | システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること | ○ | ○ |
| 可視性の確保 | 見読可能性の確保 | 事業者が対応 | 保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタおよびこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと | ○ | ○ |
| | 検索機能の確保 | システムが対応 | 検索要件 ① 「取引年月日」「取引金額」「取引先」の項目にて検索ができること | ○ | — |
| | | | ② 「日付」または「金額の範囲指定」により検索ができること | ○ ^{※2} | — |
| ③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索ができること | | | ○ ^{※2} | — | |
| 税務調査協力 | 事業者が対応 | 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっていること | — ^{※2} | ○ ^{※3} | |

※2) 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります(後述のスキャナ保存および電子取引についても同様です)

※3) 「優良」の要件をすべて満たしているときは不要となります。

スキャナ保存の改正点

対象事業者 | 導入を希望する事業者

対象書類 | 令和4年1月1日以後におこなうスキャナ保存

改正ポイント

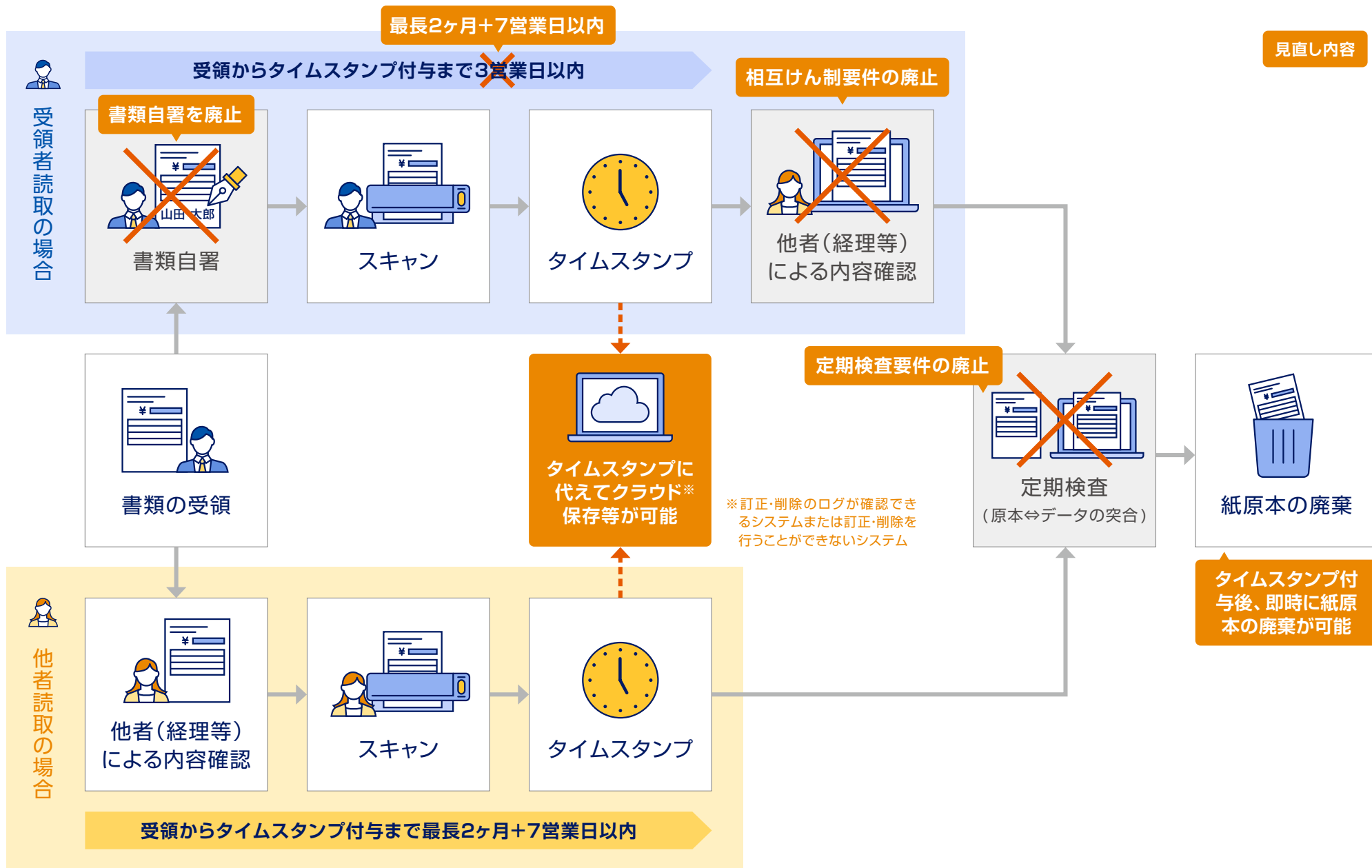
- ✓ タイムスタンプの期限が大幅に緩和
- ✓ 紙原本の廃棄が可能に

| | | 改正前 | 改正後 |
|---------------|------------------------|--|---|
| 承認制度の廃止 | | 運用開始の3ヶ月前までに申請書の提出が必要 | 税務署への 事前申請(承認)が不要 に |
| タイムスタンプ要件 | 付与期限 | タイムスタンプ付与「3営業日以内」、 記録事項の入力期間「最長2ヶ月+7営業日以内」 | 「 最長2ヶ月+7営業日以内 」に統一 |
| | 自署が不要 | 受領者自身がスキャニングする場合、自署が必要 | 自署が不要 |
| | システム導入の場合 タイムスタンプ不要 | すべてのスキャナ保存書類に タイムスタンプ付与が必要 | 記録事項の訂正・削除のログを確認できるシステム等を利用した場合、 タイムスタンプが不要 |
| 検索要件の簡素化 | | ①「取引年月日」「取引金額」「取引先」の検索項目 ②その帳簿の種類に応じた主要な検索項目 ③日付または金額の範囲指定により検索 ④2つ以上の項目を組み合わせて検索 | ①「 取引年月日 」「 取引金額 」「 取引先 」の検索項目のみ (②の廃止) ※税務職員による質問調査権に基づくダウンロードの求めに応じる場合には③④が不要に |
| 適正事務処理要件の廃止 | | 適正事務処理要件を設け、事務担当者間でチェック機能を働かせる仕組みを講じる | 適正事務処理要件が廃止され、相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等が不要に |
| 原本の即時廃棄が可能に | | 定期検査が完了するまでの間、保管する必要がある | 定期検査が廃止。スキャン後、原本を即時廃棄することが可能に |
| 要件を満たしていない場合等 | | 要件に従っていない場合、 スキャナ保存の承認を取り消し | データの改ざん等が把握された際は、 通常の重加算税にさらに10%分の金額が加算 |

スキャナ保存の概要

対象事業者 | 導入を希望する事業者

対象書類 | 令和4年1月1日以後におこなうスキャナ保存



電子取引の改正点

対象事業者 | 所得税と法人税を申告するすべての事業者

対 象 | 令和4年1月1日以後おこなう電子取引

改正ポイント

- ✓ 出力書面の保存による代替措置が廃止に
- ✓ 保存要件を満たさなかった場合、青色申告の承認取り消しの対象に

| | 改正前 | 改正後 |
|-------------------|--|--|
| タイムスタンプ要件 | タイムスタンプ付与期間は「遅延なく」 | タイムスタンプ付与はスキャナ保存要件の改正と同様「最長2ヶ月+7日以内」に |
| 検索要件の簡素化 | ①「取引年月日」「取引金額」「取引先」の検索項目 ②その帳簿の種類に応じた主要な検索項目 ③日付または金額の範囲指定により検索 ④2つ以上の項目を組み合わせて検索 | 小規模事業者 売上高が1,000万円以下※1 税務職員によるダウンロードの求めに応じる場合には、検索要件がすべて不要に |
| | | 上記以外 ①「取引年月日」「取引金額」「取引先」の検索項目のみ(②の廃止) ※税務職員によるダウンロードの求めに応じる場合には③④が不要に |
| 出力書面の保存による代替措置の廃止 | 電子取引による電子データについて、その電子データの出力書面の保存をもって電子データの保存に代替することができる | 電子データは電子データのまま保存することが必要 出力書面の保存による代替措置が廃止 ※災害等による事情がなく、その電子データが保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます |
| 不正時の重加算税10%加重 | — | データの改ざん等が把握された際は、通常の重加算税にさらに10%分の金額が加重 |

※1) 売上高の判定は、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

真実性の要件

- 以下の措置のいずれかを行うこと
- ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
 - ②取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
 - ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
 - ④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

- 保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタおよびこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式および明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
- 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
- 検索機能を確保すること※詳細は上記参照

電子取引の概要

対象事業者 | 所得税と法人税を申告するすべての事業者

対 象 | 令和4年1月1日以後おこなう電子取引

電子帳簿保存法

① 電子帳簿等保存

② スキャナ保存

③ 電子取引

マネーフォワードクラウド

電子取引データ
(一例)



メールで受領した
請求書



ECサイト等で
発行された領収書

○ 要件を満たす

← P9に詳細記載



下記要件を満たすシステム(会計ソフト等)へのデータ保存


- ① タイムスタンプ付与または削除・訂正のログが確認できる
- ② 検索機能を確保する



システムが用意できない場合、下記要件を満たした上でデータ保存

- ① 訂正および削除の防止に関する事務処理規程を作成および運用する
- ② 下記のような運用で検索機能を確保する

取引年月日、取引金額、取引先を含んだ**統一した順序のファイル名**にし検索できる状態にする

 20220131_株式会社〇〇_110,000.pdf

 20220210_株式会社△△△_330,000.pdf

表計算ソフトで取引年月日、取引金額、取引先を入力した**一覧表を作成**し検索できる状態にする

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|----|----------|---------|----------|-----|
| 1 | 20220131 | 110,000 | 株式会社〇〇 | 請求書 |
| 2 | 20220210 | 330,000 | 株式会社△△△ | 注文書 |
| 3 | 20220228 | 330,000 | 株式会社×××× | 領収書 |

× 要件を満たさない



書面出力での保存



メールソフトやECサイトで
閲覧できるだけの状態

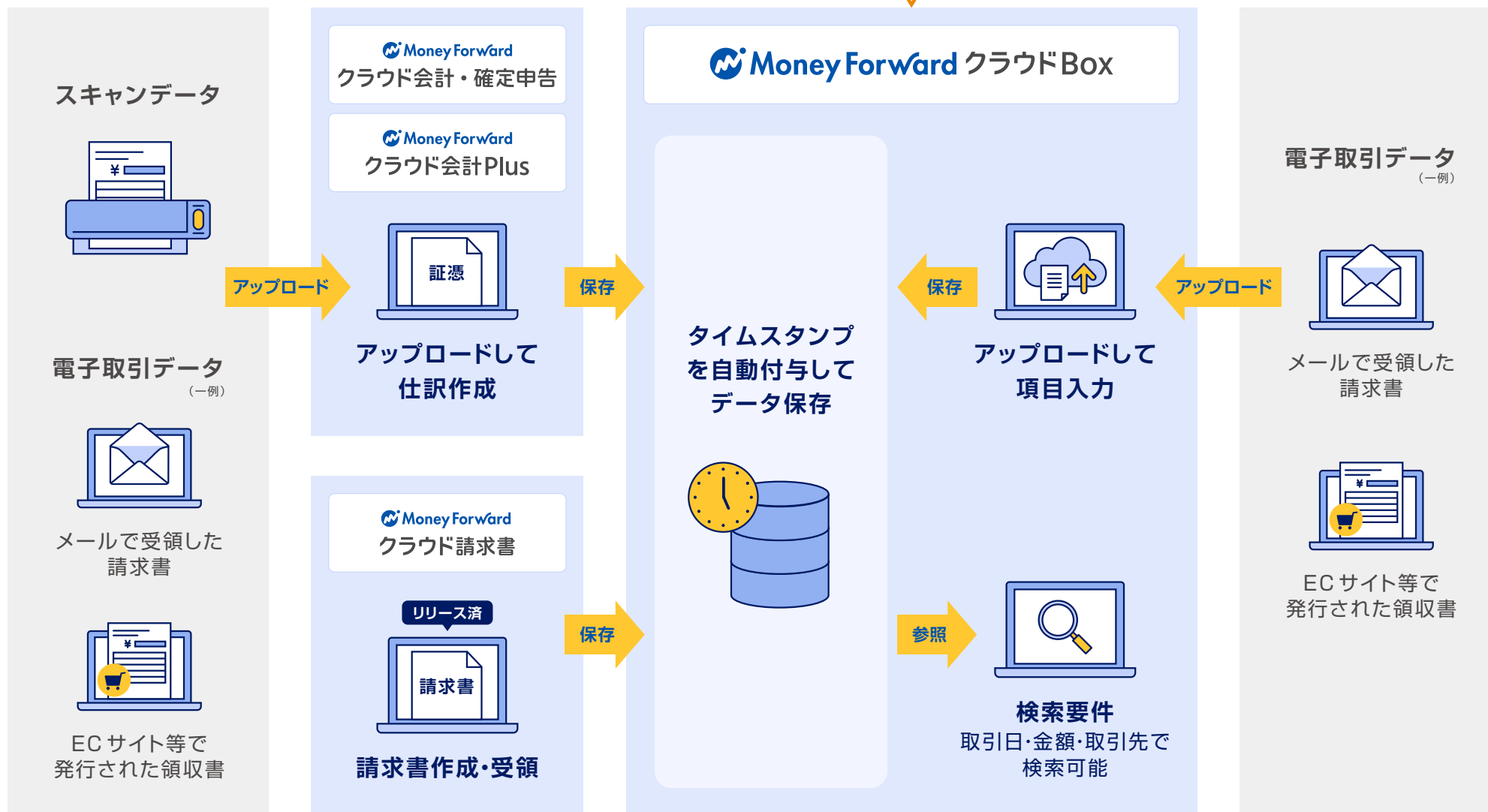
マネーフォワード クラウド 電子帳簿保存法対応表

マネーフォワード クラウドは電子帳簿保存法に対応しています。

| | 2021年 現行の電子帳簿保存法 | | 2022年 改正電子帳簿保存法 | | 電子帳簿保存法 | | |
|--|---------------------|------|--------------------------------------|--|----------|---------|-------|
| | | | | | ①電子帳簿等保存 | ②スキャナ保存 | ③電子取引 |
|  Money Forward クラウド会計・確定申告 | 証憑添付機能リリース | 対応書類 | すべての帳簿・書類に対応 | | ○ | ○ | ○ |
|  Money Forward クラウド会計Plus | 証憑添付機能リリース | 対応書類 | すべての帳簿・書類に対応 | | ○ | ○ | ○ |
|  Money Forward クラウドBox | サービス単体提供スタート | 対応書類 | すべての書類に対応 ※2021年10月下旬頃 無料 提供予定 | | — | — | ○ |
|  Money Forward クラウド経費 | 現行機能で対応済 | 対応書類 | 立替経費に係る領収書 | | — | ○ | ○ |
|  Money Forward クラウド債務支払 | 現行機能で対応済 | 対応書類 | 受け取った支払請求書 | | — | ○ | ○ |
|  Money Forward クラウド債権請求 | 現行機能で対応済 | 対応書類 | クラウド債権請求内で作成した請求書 | | ○ | — | ○ |
|  Money Forward クラウド請求書 | 現行機能で対応済 | 対応書類 | クラウド請求書内で作成した書類 (請求書・見積書・領収書・納品書) | | ○ | — | — |

マネーフォワード クラウドBox

2021年10月頃開始予定
「マネーフォワード クラウドBox」単体のみ**無料**提供
マネーフォワード クラウドのご契約がない方もご利用いただけます。



マネーフォワード クラウド 電子取引制度チャート

お客様のご利用状況により、電子取引制度への対応方法が変わります。

